

「中山英子と松本を熱くする会」規約

第1条（名称）

本会の名称は「中山英子と松本を熱くする会」とする

第2条（所在地）

本会の事務所は松本市中央2-9-1に置く

第3条（目的）

本会は中山英子氏の文化・スポーツ・観光振興等における政治活動を支援することにより、松本市政の発展と市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする

第4条（事業）

本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行なう

- (1) 市政学習会、議会報告会、講演会、討論会等の開催
- (2) 会報の発行やホームページ・SNS等による情報発信
- (3) 関係諸団体との連携
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

第5条（会員）

本会は、第3条の目的に賛同する会員により構成する

第6条（役員）

本会には次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 会計責任者 1名
- (6) 監事 2名
- (7) 顧問 若干名

第7条（役員の選出と任期）

- (1) 役員は総会において選出する
- (2) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない

第8条（会議）

- (1) 会長は毎年1回の総会と、必要に応じて臨時総会を招集する
- (2) 会長は必要に応じて役員会を招集する

第9条（経費）

本会の経費は、年会費（2,000円）・寄付金・その他の収入をもって充当する

第10条（会計年度および会計監査）

- (1) 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする
- (2) 会計責任者は本会の経理につき監事による年1回の監査を受け、その監査意見書（業務・会計監査報告）を付して総会で報告する

第11条（規約の改廃）

本規約の改廃は総会において決定する

第12条（設立年月日）

本会の設立年月日は令和5年11月11日とする

第13条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する

附則

本規約は令和5年11月11日から適用とする